



鳥取県公報

平成13年7月12日(木)
号外第78号

毎週火・金曜日発行

目 次

選管告示	参議院鳥取県選挙区選出議員選挙において候補者1人につき選挙運動に関して支出することができる金額(58).....	1
	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等(59).....	1

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第58号

平成13年7月29日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙において公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条の規定により候補者1人につき選挙運動に関して支出することができる金額は、30,102,300円であるので、同法第196条の規定により告示する。

平成13年7月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

鳥取県選挙管理委員会告示第59号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第4項(同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第2項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定により告示する。

平成13年7月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,850
鳥取県において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	164,160
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	38,839
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	36,925
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,244
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	10,052
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	7,029
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,778
気高郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,085

東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	18,281
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14,092
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	5,838